

元禄期「山検地帳」からみた 武蔵国南部における山野所持の特質

武 田 周一郎

- I. はじめに
- II. 元禄期「山検地帳」作成の背景
 - (1) 近世前期の「山検地帳」
 - (2) 山野資源の稀少化
- III. 元禄期「山検地帳」の性格
 - (1) 元禄期武蔵国幕領総検地
 - (2) 橘樹郡・都筑郡の「山検地帳」
- IV. 橘樹郡下末吉村の事例
 - (1) 耕地と山野の分布
 - (2) 元禄期における山野所持の実態
- V. おわりに

I. はじめに

江戸幕府は寛文・延宝期から元禄期にかけて大規模な幕領総検地を実施した。中でも元禄期のものは江戸幕府が最後に行った幕領総検地として位置づけられている¹⁾。このうち元禄期の武蔵国幕領総検地については、北島正元²⁾や所理喜夫³⁾が幕政上の意義を論じている。また近年では中野達哉⁴⁾が、検地実施状況の網羅的把握や、武蔵国東部の低湿地帯を対象とした耕地生産力の分析を行っている。

この元禄期の武蔵国幕領総検地では、耕地のみならず山・林・芦原などの山野領域⁵⁾が縄入れの対象とされ、耕地や屋敷と同様に数畝から数反程度の単位で一筆ごとに百姓に名請された。既にこの点については北島と所の指摘を踏まえた上で、中野が全生産可能地の

生産力の適正な把握を求めた政策と位置づけている⁶⁾。縄入れの対象となり名請けされた山野の実態については自治体史等で紹介されることがあるが、詳細な分析は行われていない⁷⁾。そして従来の研究では注目されていないが、武蔵国南部に位置する橘樹郡および都筑郡では、これらの縄入れされた山野領域だけを帳付けした「山検地帳」が、耕地や屋敷が帳付けされた帳面とは独立したものとして作成された。またこの山検地帳には個別の百姓に名請けされた百姓持の山野とともに、共有の山野が帳付けされている。

本稿の目的は、元禄期の幕領総検地に際して武蔵国南部で作成された山検地帳の検討を通じて、近世の当該地域における山野所持の特質を明らかにすることである。武蔵国南部一帯では入会林が比較的少なかったことが指摘されており⁸⁾、山野の多くが近世の早い時期から百姓の個人持であったと推測される。しかしこのような所持形態の山野は、耕地を中心とする土地所持の研究や、入会林の研究においては、必ずしも関心の的とならないまま看過されてきた。その意味で当該地域における元禄期の山検地帳は、近世前期の百姓所持山野のあり方を検討する上で、興味深い事例を提供するものといえる。

研究対象地域となる武蔵国橘樹郡および都筑郡は、多摩丘陵および下末吉台地から構成される(図1)。多摩丘陵は北西部の海拔が

キーワード：元禄検地、百姓林、入会地、多摩丘陵、下末吉台地

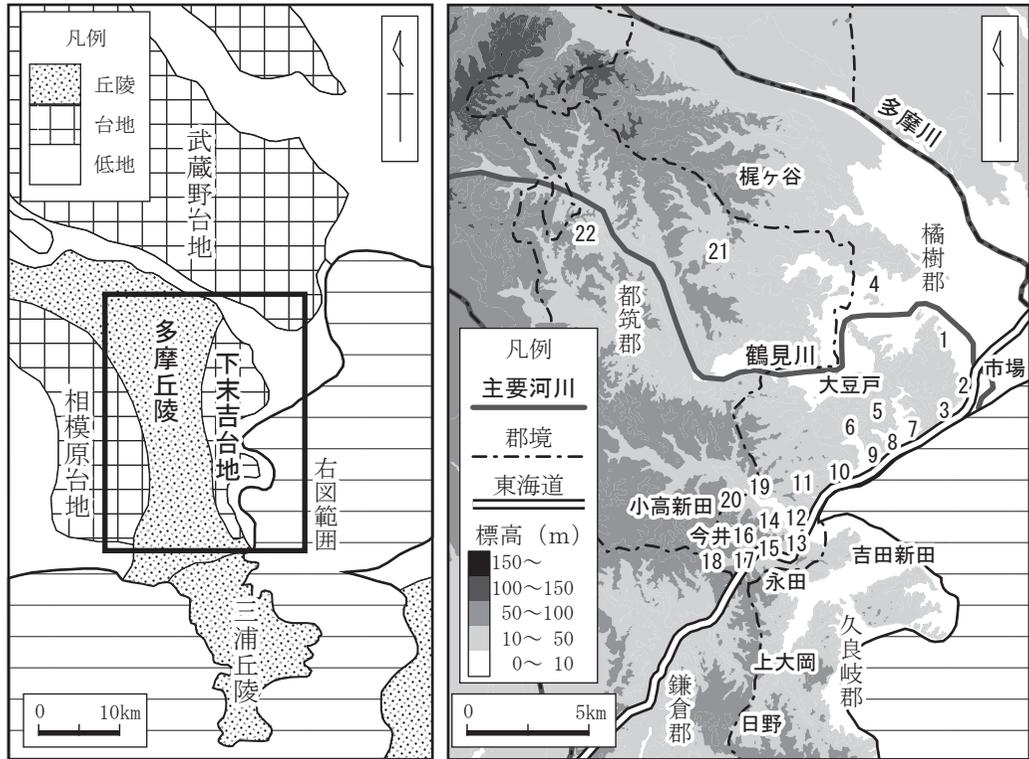


図1 研究対象地域

注) 図中の番号1～22は表1の村番号と対応する

最も高く200メートルほどであり、東部は海拔40～60メートルの下末吉台地に接する⁹⁾。これらの丘陵や台地は谷戸とよばれる侵食谷に刻まれ、対象地域は起伏に富んだ複雑な地形を呈している。

ところで山林が検地対象となった事例としては、寛政期の諏訪郡における林検地¹⁰⁾、天明期の長州藩における山検地¹¹⁾がある。両事例はともに林や山の境界確定を目的としたものであり、林や山だけが検地の対象とされた。このうち後者を検討した田中誠二は、研究対象とした山検地を、「特殊な事例」として扱っている。このように山検地に関する分析があまり行われていないのは、山検地が例外的なものとして位置づけられてきたためといえる。

一方、本稿で扱う事例は、総検地に際して耕地や屋敷とともに山野領域が縄入れされている。すなわち特殊な事例としての林検地や山検地などは異なり、一般的な総検地と同列に検討すべき事例といえる。同様な関心から焼畑検地帳に関する研究が多く行われているが、中でも米家泰作は太閤検地における山畑と焼畑の処遇について検討している¹²⁾。これによれば山畑は文禄検地を迎えるまでに検地条目に明記され、検地対象として強調されるに至ったことが指摘されている。

このような耕地とともに山野領域が検地対象とされた検地については、従来あまり注目されていない。しかしながら加藤衛弘¹³⁾によれば、武蔵国西川地方では寛文検地において切替畑として利用されていた山地が「切

畑」ないしは「下々畑」という地目で検地帳に登録された。さらに切替畑が検地されたことで、それに付属する林野も間接的・慣行的に所持が認知された。この点について加藤は、農民にとって切替畑を検地されることの積極的な意義を見出している。本稿が対象とする事例は、山間地域の西川地方に対して丘陵・台地から構成されること、また地目は畑ではなく山・林・芦原などであることの2点で加藤が挙げた事例と相違するが、特殊な検地と位置づけるべきではないと考えられる。本稿の分析により、当該期の対象地域における検地の意義や、山野所持の特徴が明らかになるものと期待される。

研究手順としては、まず元禄期の幕領総検地時に橘樹郡及び都筑郡で山検地帳が作成された背景について検討する。続いて元禄期幕領総検地の実施状況について総体的に把握する。最後に典型的な事例として橘樹郡のうち鶴見川下流域に位置する下末吉村を取り上げ、元禄期における山野所持の実態について分析を行う。

II. 元禄期「山検地帳」作成の背景

(1) 近世前期の「山検地帳」

耕地とともに山野領域が対象とされた検地については、従来あまり注目されてこなかったが、武蔵国北部では寛文・延宝期以降に、山林を田畑の一地目として検地の対象とする傾向が一般化していた¹⁴⁾。

さらに17世紀後半の武蔵国とその周辺では、より直接的に山野を示す地目を用いてこれを帳付けした山検地帳の作成を伴う総検地が実施された。武蔵国では延宝6(1678)年の多摩郡府中領総検地で、「野銭山」や「屋敷付除藪」などの地目だけを帳付けした帳面が作成された¹⁵⁾。また元禄3(1690)年の足立郡総検地(代官熊沢忠徳領)では「山」、「藪山」などの地目だけを帳付けした帳面が作成された¹⁶⁾。この場合、例えば山久保村では元

禄3年9月に「足立郡山久保村山御検地水帳」が作成され、同帳面には「山」が合計22筆、1町5反13歩帳付けされ、この「山」が7名の百姓によって名請けされている。また田島村では同年9月に「足立郡田島村藪山柳原芝間芦野御検地水帳」が作成され、同帳面には「藪山」10筆、「柳原」5筆、「藪」2筆、「芦野」2筆の合計19筆、4反6畝25歩が13名の百姓によって名請けされ、また「芝間」3筆、2町1反8畝24歩が「散在野」となっている。

そして相模国では早くは万治3(1660)年の小田原藩領総検地(足柄上郡)の際に山畑検地帳が田方・畑方検地帳と別に作成された¹⁷⁾。また元禄11(1698)年には前橋藩領総検地(三浦郡)で「山」、「芝山」、「萱山」などの地目だけを帳付けした帳面が作成された¹⁸⁾。さらに元禄12~13(1699~1700)年の関宿藩領総検地(愛甲郡・津久井領)に際して山検地帳が作成された村落がある¹⁹⁾。

これまでに示してきた通り、武蔵国や相模国では17世紀後半より、耕地だけでなく山野を対象とした検地が行われていた。その際、地目としては「山畑」などといった畑の一つとして帳付けされた事例があった。加えて、より直接的に山野を示す地目によって山野が帳付けされた事例も少なくない。すなわち山野を対象とする検地は、特殊な事例としてではなく、より一般的なものとして位置づけられる可能性がある。

続いて対象地域の武蔵国南部について同様の事例を挙げると、橘樹郡では大豆戸村で寛文9(1669)年に「西春山検地帳」、延宝6(1678)年に「大豆戸村新山帳」が書上げられた。その結果、元禄6(1693)年の「差出帳」によれば同村の百姓山は31ヶ所、3町7畝3歩であり、同年の百姓戸数46戸とほぼ同数の百姓山があった²⁰⁾。また都筑郡今井村では延宝2(1674)年に「武州都筑郡今井村百姓林馬草場地頭林改帳」が作成され、百姓林が

84ヶ所、27町5反8畝16歩、馬草場が10町5反9畝9歩、地頭林が8箇所、6町3反3畝20歩帳付けされた²¹⁾。さらに橘樹・都筑郡に近接する武蔵国久良岐郡と相模国鎌倉郡の一部では、延宝期に山野を対象とする検地が一斉に実施されている²²⁾。

このように対象地域では遅くとも17世紀後半から山野を対象とした検地が確認できる。すなわち、元禄期幕領総検地に際して初めて山野が縄入の対象となり、山検地帳が作成されたのではなく、それに先行して検地が実施されていた。このことから、山野領域を対象とした検地は、単に橘樹・都筑郡で特殊なものではなく、当該期の対象地域における検地の一般的な共通点と位置づけられる。

(2) 山野資源の稀少化

研究対象地域における山野利用を検討する上で注目されるのが、共有林の少なさである。既に指摘されている通り、武蔵国南部一帯では村々入会や村中入会の林野が比較的少なかった²³⁾。神奈川県における郡別の山林所有面積を示した図2から明らかな通り、明治20年代の橘樹郡や都筑郡では、単有民林が占める割合が高く、共有民林や官有山林は極めて僅かな面積である。橘樹郡では総面積3,147町のほとんどが単有民林であり、また都筑郡では、5,710町の99パーセントが単有民林で、共有民林は49町、官有林は7町にすぎない。同様に単有民林の割合が高い傾向は、丘陵・台地から構成される久良岐郡、鎌倉郡のほか、高座郡などで認められる。対照的に丹沢山地が広がる県西部や、関東山地が広がる西多摩郡および南多摩郡では、共有民林および官有林の割合が相対的に高い。このように明治期の橘樹郡や都筑郡では、統計上、大部分の山林が単有民林であった。

元禄期に山検地帳が作成された要因を検討する上で、元禄期以前の対象地域における山野利用の特徴を理解する必要がある。対象地

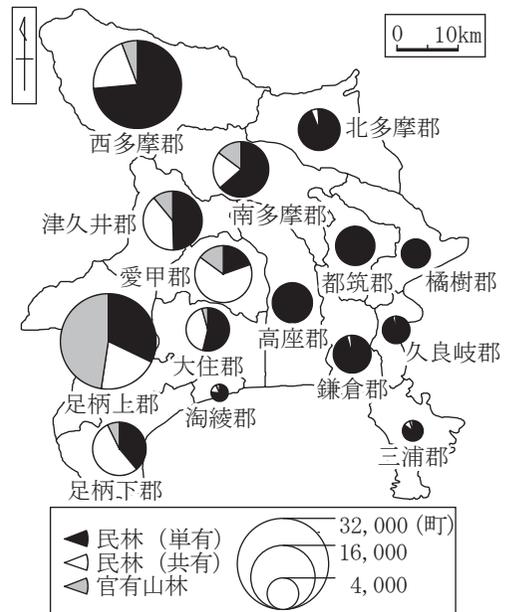


図2 神奈川県における郡別山林面積
—明治20(1887)年—

資料：明治20年『神奈川県統計書』

域では17世紀半ばより、江戸町人による新田開発の動向が進められた。例えば久良岐郡では、江戸商人の吉田勘兵衛が吉田新田（位置は図1参照）の開発を行っている²⁴⁾。吉田勘兵衛は寛永11(1634)年から江戸で材木商を営み、万治2(1659)年には江戸城普請に参加している。そして明暦2(1656)年より吉田新田の開発に着手し、寛文7(1667)年には開発は一応の完成をみた。

さらに17世紀後半になると、橘樹郡などで江戸商人と在地百姓との対立が顕在化する。寛文12(1672)年、橘樹郡白幡村ほか村々が、江戸町人による開発禁止を求める訴訟をおこした。村々の主張は以下の通りである²⁵⁾。

- 一 御江戸町人新田方々見立請負申を承及、拙者共代々持来候居山・馬草場共二御代官様江御訴訟申上御検地申請候御事
- 一 今度御検地被遊被下候上は、馬草銭成

共何様成共百姓共二被仰付可被下候、
此度被召寄候六ヶ村之義は、御 公儀
様御朱印御伝馬町并助馬御役馬二御座
候へは、馬草無御座候而ハ御役馬持立
申事難成奉存候、殊ニ此村々ハ悪地之
処ニ御座候へハ、此居山二而こやしを
ととのへ田畠仕付申候御事、

(下線は筆者)

村々の主張によれば、村々は代々の「居山・馬草場」に検地を申請したことを主張している。そして、6ヶ村は山の用途として次の2点を上げている。1点目は、馬の飼料であり、助馬役を務めるために馬草が必要としている。また2点目は緑肥であり、居山で肥やしを調達して「田畑仕付」ているとしている。

江戸商人による開発が具体的にいかなるものであるかは詳らかではないが、橘樹郡の丘陵部では、17世紀後半に江戸町人による畑作新田開発が行われていた²⁶⁾。その主なものとして、帷子川流域の小高新田(位置は図1参照)が挙げられる。これは貞享4(1687)年に、江戸町人小高市右衛門が開墾したもので、元禄8(1695)年には検地を受けている。このような町人請負の新田開発は、寛文・延宝期に盛んに行われていたとされ、貞享4年には幕府が新田開発の禁止を命じている²⁷⁾。白幡村ほか村々の訴えの背景には、このような開発の動向があるものと考えられる。

また江戸商人の開発差止めを訴える動きは、久良岐郡にも認められる。寛文13(1673)年、久良岐郡金沢領日野村ほか村々が江戸商人の開発差止を願っているが²⁸⁾、その経緯は以下の通りにまとめられる。

まず時期は不明ではあるものの、御運上山・百姓田地付の古林山・さんさい山の新畑開発を江戸町人衆が望んだ。それをうけ、村々は山を「先規のこたく」「百姓支配」と認めるよう願った。注目されるのは、「先規

のこたく」という文言である。ここで「先規のこたく」山の「支配」を求める村々の主張の根拠は検地帳であった。すなわち、寛文2(1662)年に久世氏が実施したもの、そして寛文13年に代官が実施したものである。この訴えのなかで、山の用途について村々は以下の通り主張している。示されている具体的な用途は、村々御蔵之道具・堤・堰・川欠の坑木・作場道の小橋・百姓家作・薪・馬草である。また山が開発されることにより、「御公儀様御役等」・「田畑仕付」に難儀となり、「惣百姓ひしとつふれ」と訴えている。

このように対象地域では、17世紀半ば以降に江戸町人による新田開発が相次いでいた。そしてそのような動向に対して、村々の百姓は開発差止めを願い出ている。その際に村々が主張した山野の用途としてとくに注目されるのが、街道筋の助馬役を勤めるための馬草である。これに関連して、例えば延宝8(1680)年には久良岐郡永田村の散在山が助郷役の馬の飼料用地として百姓銘々に分割されており²⁹⁾、助馬役を勤めるために山が分割所持されるようになったと考えられる。

先述した通り、17世紀後半の検地では山野が縄入れの対象となることは特殊な事例ではなく、当該期における検地の一般的な共通点であった。さらに対象地域では17世紀後半には山野資源の稀少化が生じていたことが、山検地帳作成の一因と考えられる。特に山野の用途として東海道筋の助馬役を勤めるための馬草が問題となっている点は、対象地域における特徴と位置づけられる。

Ⅲ. 元禄期「山検地帳」の性格

(1) 元禄期武蔵国幕領総検地

武蔵国幕領総検地の実施過程をまとめると、以下の通りである³⁰⁾。まず元禄8(1695)年2月下旬に、上野国前橋藩主酒井忠挙と、同国高崎藩主安藤重博が検地を申し渡された。史料上、検地対象地域は「武州之内所々

廿萬余石³¹⁾あるいは「武州伊奈半十郎支配所拾五萬石余³²⁾，「伊奈半十郎忠篤が隸下の地³³⁾」と記されている。表記に差異があるが、主として伊奈半十郎忠篤の支配地に対して検地が実施されたことがわかる。検地対象地域は江戸周辺の村々と関東郡代伊奈氏ら支配下の武蔵国東部低地地域であり、伊奈氏の手を通さない、幕府による在地の直接支配が図られたものと位置づけられている³⁴⁾。そして、5月初旬に安藤が備中松山藩へ移封となると、安藤に替わって上野國小幡藩主織田信久と下野国黒羽藩主大関増恒が検地を仰せ付けられた³⁵⁾。このように当該検地は大名課役によって実施された点に特徴があり、都合4名の担当大名が検地を命じられている³⁶⁾。

検地の遂行を担った大名と、その担当地域を示したものが図3である。このうち山検地帳が作成された地域は、安藤重博が担当した橘樹郡および都筑郡の神奈川領と小机領に限られている。中野によれば、各大名は「領」を単位として検地を実施した³⁷⁾。橘樹郡では安藤の移封後、織田が川崎領と稲毛領で検地を実施しているが、これらの地域では山検地帳が作成されていない³⁸⁾。ただしこれらの地域では、山検地帳を独立した帳面として作成するのではなく、耕地を帳付けした検地帳の帳末に、山野領域の地目が帳付けされている。

同様の記載方法が採られ、山検地帳が作成されなかった地域に、武蔵国北部の足立郡がある。次に掲げる史料は、その足立郡における元禄検地の検地条目である³⁹⁾。特に、山野への縄入れに関して規定した部分を抜粋して記すと以下の通りである。

- 一 田畑位付之義大方上中下三段二候、(中略) 畑之儀上々畑・麻畑・茶畑・下々畑・山畑・焼畑・砂畑其外二も所二より見計イ段々立之、(中略)
- 一 野手・山手之場并山林有之所検地いたし水帳之末二委細可記候、(中略)

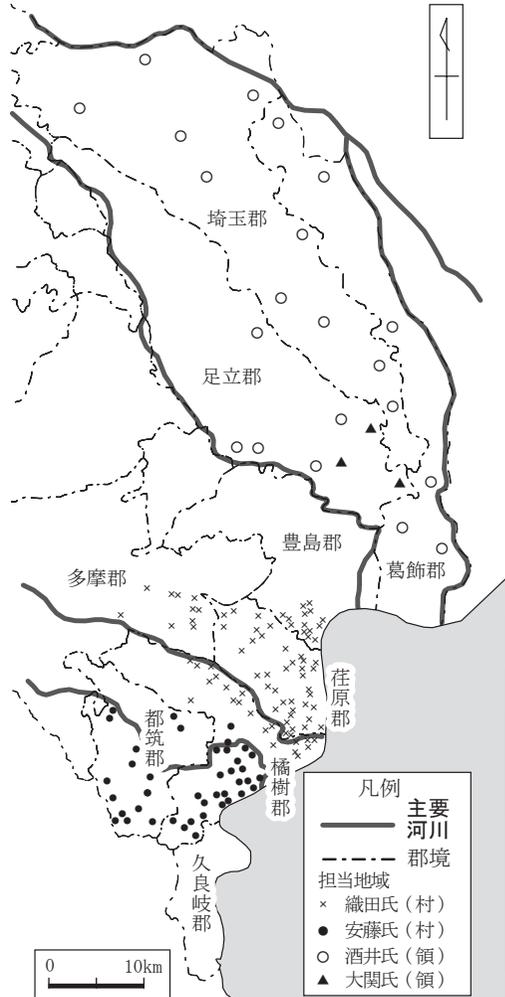


図3 武蔵国における幕領総検地の実施地域と担当大名

資料：中野達哉『近世の検地と地域社会』吉川弘文館、2005、186-200頁所収の表34

注1) 郡界は明治期のものを示す

注2) 安藤・織田氏の担当地域は村単位、酒井・大関氏の担当地域は領単位で示す

- 一 百姓林之儀年貢申付可然儀候は、雖為少分之場軽キ年貢可申付事、(中略)
- 一 池沼・野原等有之而新開二可成分八遂吟味、百姓相对之上為致縄請高二可入之、新開二難成分八水帳之末外書二町歩可書付置事 (後略)

まず第1条では、多様な地目が書上げられている。畑の内訳として、麻畑・茶畑・山畑・焼畑・砂畑などがあり、そのほかに「所二より見計」う、すなわち、場所に応じた対応がとられた。

続く第2条では、「野手・山手之場」や「山林有之所」に対しても検地を実施し、その結果を「水帳之末」に詳細に書き記すように規定されている。実際にこの規定通り、足立郡では山野領域が「水帳之末」に記されており、検地条目上からみると、このような記載方法が本来的なものといえる。これに対して安藤による山検地帳の作成が特殊といえるものの、安藤だけが独自の記載方法を採った理由は不明である。しかし大名課役による検地では、実際の検地実施に当たって担当大名の裁量によるところが大きかったことが、その一因といえよう⁴⁰⁾。

そして第3条は「百姓林」に関する規定である。百姓林で年貢を申し付けるべき場所には、たとえわずかな場所であっても「軽キ年貢」が申し付けられたことがわかる。橘樹郡と都筑郡の事例では、帳付けされた山野に1反当り5～25文の小物成が課せられている。帳付けされた山野の地目と小物成の集計数値は、耕地および屋敷をもとに徴収される本途物成の「外」として記載され、村高には含まれない。例えばIV章で詳述する橘樹郡下末吉村の場合、村高363石5斗1升に対して、小物成は3貫171文である。これを換算すればおよそ4石⁴¹⁾となり、村高の1パーセント程度にすぎない。山検地帳に帳付けされた山野から得られる小物成は、検地条目に記されていた通り、「軽キ年貢」であったといえる。

さらに第4条からは、新開可能な「池沼」や「野原」に至るまで検地の対象となっていたことがわかる。新開可能な分は「百姓相對」で高請けされるものと規定されている。また新開に成し難い分は「水帳之末」に面積を書き付けるように記されている。このように、

可能な範囲での高の打ち出しをはかる一方で、土地の実情を無視した石盛にならないよう配慮がなされていることから、元禄期の幕領総検地は全生産可能地の生産力を適正に捉えることを求めた政策と位置づけられている⁴²⁾。

これらの条目から、元禄期の武蔵国幕領総検地に際して検地対象となった山野領域は、大別して2種類に分類できる。すなわち百姓らが従前より権益を有していた場所と、新規開発が見込まれる場所である。

(2) 橘樹郡・都筑郡の「山検地帳」

表1は橘樹郡と都筑郡で確認された元禄検地帳の一覧表である。山検地帳は耕地や屋敷が帳付けされた帳面（仮に本検地帳と呼ぶ）とは別立てとなっており、どちらか一方だけが残存する事例もある。検地帳の作成時期はいずれも元禄8年9月付であるが、既に同年5月初旬には対象地域の担当大名であった安藤が移封されているため、検地の作業自体はそれ以前に実施したものとみられる。

検地役人は、検地惣奉行の安藤伊織、検地元々の稲葉勘解由、検地大目付の岩下惣太夫、勘定奉行の松本仁左衛門・立川彦兵衛はいずれの事例も共通しているが、検地縄奉行が異なっている。検地縄奉行は概ね4から8名によるグループを構成し、各グループが2から3ヶ村を担当している。この検地縄奉行のグループは同一村落でも耕地を帳付けした本検地帳と、山野を帳付けした山検地帳とでは異なっている場合が多い。このことから検地手法としては、検地縄奉行が複数のグループを作り、順次、検地にあたったことがわかる。

山検地帳の記載形式を、下末吉村を事例にして掲げると以下の通りである。

下末吉村山検地水帳

惣善塚

一三拾式間
拾間半 居山 壹反壹畝六歩 八右衛門

表1 武蔵国橋樹郡・都筑郡における元禄検地帳一覧

郡	番号	村	年月	史料名	所蔵
橋樹郡	1	下末吉村	元禄8年9月 元禄8年9月	武蔵国橋樹郡下末吉村検地水帳 武蔵国橋樹郡下末吉村山検地水帳	横山家（横浜市鶴見区）
	2	鶴見村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	〔鶴見村検地水帳〕 武蔵国橋樹郡鶴見村山検地水帳写	佐久間家文書（開）
	3	生麦村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡生麦村検地水帳 武蔵国橋樹郡生麦村山検地水帳	市史稿写（開）
	4	網島村	元禄8年9月 —	武蔵国橋樹郡網島村検地水帳 —	池谷家文書（開復） —
	5	白幡村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武州橋樹郡白幡村検地水帳 武州橋樹郡白幡村山検地水帳	安藤家文書（開復）
	6	六角橋村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	〔六角橋村検地水帳〕 武蔵国橋樹郡六角橋村山検地水帳	山室家文書（開復）
	7	東子安村	— 元禄8年9月	— 武蔵国橋樹郡東子安村山検地水帳	— 館蔵諸文書（開）
	8	新宿村	元禄8年9月 元禄8年9月	武蔵国橋樹郡新宿村検地水帳 武蔵国橋樹郡新宿村山検地水帳	館蔵諸文書（開）
	9	西子安村	元禄8年9月 元禄8年9月	武蔵国橋樹郡西子安村検地水帳 武蔵国橋樹郡西子安村山検地水帳	館蔵諸文書（開）
	10	神奈川町	元禄8年9月 元禄8年9月	武蔵国橋樹郡神奈川町検地水帳 武蔵国橋樹郡神奈川町山検地水帳	石井家文書（公）
	11	青木町	— 元禄8年9月	— 武蔵国橋樹郡青木町山検地水帳	— 購入地方文書（開）
	12	芝生村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡芝生村検地水帳 武蔵国橋樹郡芝生村山検地水帳	市史稿写（開）
	13	岩間町	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡岩間町検地水帳 武蔵国橋樹郡岩間町山検地水帳	市史稿写（開）
	14	神戸町	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡神戸町検地水帳 武蔵国橋樹郡神戸町山検地水帳	市史稿写（開）
	15	帷子町	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡保土ヶ谷宿帷子町検地水帳 武蔵国橋樹郡保土ヶ谷宿帷子町山検地水帳	市史稿写（開）
	16	上保土ヶ谷町	— 〔元禄8年9月〕	— 武蔵国橋樹郡上保土ヶ谷町山検地水帳	— 市史稿写（開）
	17	中保土ヶ谷町	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡中保土ヶ谷町検地水帳 武蔵国橋樹郡中保土ヶ谷町山検地水帳	市史稿写（開）
	18	下保土ヶ谷町	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡下保土ヶ谷町検地水帳 武蔵国橋樹郡下保土ヶ谷町山検地水帳	市史稿写（開）
	19	下星川村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国橋樹郡下星川村検地水帳 武蔵国橋樹郡下星川村山検地水帳	館蔵諸文書（開） 市史稿写（開）
	20	坂本村	— 〔元禄8年9月〕	— 武蔵国橋樹郡坂本村山検地水帳	— 市史稿写（開）
都筑郡	21	大棚下山田村	〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕 〔元禄8年9月〕	武蔵国都筑郡大棚下山田村検地水帳写 武蔵国都筑郡大棚下山田村新田検地水帳写 武蔵国都筑郡大棚下山田村山検地水帳写 武蔵国都筑郡大棚新田野検地水帳写	武蔵国都筑郡大棚村文書（慶應義塾大学文学部古文書室所蔵）
	22	寺家村	— 元禄8年9月	— 武蔵国都筑郡寺家村山検地水帳	— 大曾根家文書

注1）村番号は図1と対応する

注2）写本であることが明白な場合には年代を〔 〕で示す

注3）所蔵の（開）は横浜開港資料館所蔵，（開復）は同館所蔵複製，市史稿写は横浜市史稿写本，（公）は神奈川県立公文書館所蔵を示す。また22・寺家村は緑区史編集委員会編『緑区史 資料編第一巻』1985，162-164頁所収

注4）—は史料がないことを示す

同所

一拾四間
拾三拾 居山 六畝貳歩 金兵衛

(中略)

右之寄

居山拾貳町六反七畝四歩

藪壹畝卅貳歩

以上

元禄八乙亥年九月 (後略)

高合三百六拾三石五斗壹升

外

藪壹畝卅貳歩

百姓持

此永三文

但壹反二付拾五文取

居山拾貳町六反七畝四歩

百姓林

此永三貫百六拾八文

但壹反二付貳拾五文取

竹御林三反六畝九歩

壹所

(後略)

このように山検地帳の記載形式は一般的な検地帳と同じく、一筆ごとに地字名、間数、地目、面積、名請人と、帳末には地目ごとの合計値が掲げられている。そして地目ごとの合計値は本検地帳の帳末に、田畑屋敷の「外」として以下の通り記載される。

(前略)

田畑屋舗合六拾壹町壹反六畝八歩

すなわち山検地帳に帳付けされた山野は村高の「外」として把握され、1反あたり数十文が課せられた。なお竹御林のように、山検地帳には記載されず、本検地帳の集計部分にだけ認められる地目もある。

そして山検地帳に帳付けされた地目を集計したものが表2である。このうち、特徴的なものが「居山」である⁴³⁾。この居山は全ての

表2 武蔵国橋樹郡・都筑郡における検地結果—元禄8(1695)年—

単位：反、畝、歩

郡	村	田	畑	山野		
				合計	うち村請	地目
橋樹郡	1 下末吉村	251.1.28	362.9. 1	127.7.26	0.1.12	居山・藪・(竹御林)
	2 鶴見村	530.2.11	414.3.17	140.6. 5	0.0.15	居山・林・藪・芦原
	3 生麦村	320.4.22	324.1.14	186.4.24	—	居山・藪
	4 綱島村	468.6. 2	407.8. 6	140.2. 7	74.1.20	居山・芝山・(萱野御用)
	5 白幡村	206.6.23	191.1.24	234.0.22	0.7. 3	居山・藪
	6 六角橋村	88.4.21	275.5.28	118.9.19	3.9.19	居山・芝山・藪
	7 東子安村	—	—	266.0.22	—	居山・芝原
	8 新宿村	9.2.20	40.4. 1	11.0. 5	—	居山
	9 西子安村	135.3.21	174.9.24	120.3.25	—	居山
	10 神奈川町	420.5. 2	618.4. 7	224.7. 2	—	居山・藪・(鰯干場)
	11 青木町	—	—	743.6.10	100.0.27	居山・芝山・藪
	12 芝生村	86.9.14	134.0.26	74.6.10	8.7. 4	居山・芝野
	13 岩間町	297.4.17	459.2.20	348.4.13	6.5. 0	居山・藪・芝野・(雑木御林)・(御用芝野)
	14 神戸町	146.4. 9	281.3.15	555.3. 3	326.1. 7	居山・芝山
	15 帷子町	429.9.16	881.4.25	1239.8.17	489.8. 6	居山・芝山・(松御林)
	16 上保土ヶ谷町	—	—	612.4.14	270.6.20	居山・藪・芝山
	17 中保土ヶ谷町	88.4.14	179.4.21	623.3. 6	—	居山・藪・運上野・塩役野
	18 下保土ヶ谷町	61.9. 1	116.5.26	103.2. 0	—	居山
	19 下星川村	209.5. 3	490.6.13	302.1. 2	123.7. 2	居山・藪・芝山
	20 坂本村	—	—	44.5. 0	—	居山
都筑郡	21 大棚下山田村	25.1. 3	104.2.26	453.2. 0	405.0.26	居山・野
	22 寺家村	—	—	19.8.16	—	居山

注1) 村番号は図1と対応する

注2) 全て村請の地目をゴチック、一部が村請の地目を斜体のゴチックで示す。また山検地帳には記載されず本検地帳帳末に記載された地目を()で示すが、これは山野面積に含まない

注3) 4・綱島村は山検地帳を欠くため、山野面積は本検地帳帳末の記載に拠る。居山は「百姓林」、芝山は「村中入会」として帳末に記載されているが、居山の一部に村請を含む可能性がある

注4) —は数値なしを示す

事例で確認される地目で対象地域では最も代表的であるが、先述した検地条目には挙げられていない。居山はごく僅かな場合を除き、そのほとんどが個人の百姓に名請けされていることから、主に百姓持ちの山野を指すものと理解できる。

一方で芝山や芝野は、「村中抱」すなわち村請の共有地として帳付けされる傾向が強い。例えば帷子村では約50町の芝山が共有地として帳付けされている。これに対して、共有地として帳付けされた山野が皆無である事例が9例確認される。また下末吉村では1畝、鶴見村では15歩であるように、帳付けされた共有地の面積が極めて限られている事例がある。これは、必ずしも共有地として利用されていた山野が皆無であったことを意味しない点に留意が必要である。しかしながら、元禄期の橘樹郡および都筑郡では、百姓持の山野が多く存在していたことが明らかである。

IV. 橘樹郡下末吉村の事例

(1) 耕地と山野の分布

多摩丘陵北西部に端を発する鶴見川は、下末吉村の東縁部を南流し、今日の東京湾に注いでいる。この下末吉村の村域は、東側の低地部と西側の台地部とに大別できる(図4)。集落は台地部では台地縁辺の崖下に、一方の低地部では鶴見川の自然堤防上に立地し、同村の土地利用は対象地域における典型的な事例として位置づけられる。そのためこの下末吉村を事例として、元禄期山検地帳にみる山野所持の実態を分析する。

この下末吉村は北接する上末吉村と共に一村を形成していたが、元禄期に分村したとされる⁴⁴⁾。戸数は上末吉村では嘉永3(1850)年に74戸⁴⁵⁾、下末吉村では明治元(1868)年に52戸⁴⁶⁾であった。まず明治期の土地利用を把握するために、地租改正時の等級をもとに、上・下末吉村の耕地と山林を分類した(表3)。両村の数値を合計すると、耕地面積

表3 上・下末吉村における耕地・山林の等級分布—明治14(1881)年—

単位：反、畝、歩

地目	面積	立地	等級	小字	
田	590.1.28	低地	後背湿地(台地側)	1~3	上耕地 下耕地
			後背湿地(河川側)	4~7	上耕地 下耕地
			旧流路	9~	下耕地 向袋
		谷戸	開口部	1~3	梶山
			谷頭部	4~7	梶山 下台
畑	793.9.17	低地	微高地	1~3	上耕地 下耕地
			河川敷	4~5	上耕地 下耕地
			旧流路内	7	下耕地 向野
		台地	台地面	5~7	上台 下台
			斜面	7	梶山 上台 下台
山林	667.1.1	台地	段丘崖	1	上台 下台
			斜面林	2	梶山 上台 下台
			谷頭部	3	梶山 上台 下台
萱野	118.3.28	低地	旧流路内	1~4	向野
藪	6.8.21		神社付近	1・2	梶山 上台 下台

資料：「上下末吉村縮切図」、明治14年、横浜開港資料館保管小林政晴家文書

は水田が59町、畑が79町4反であり、これはそれぞれ立地条件から大きく二分できる。このうち1等の水田は、鶴見川沿岸低地では最も台地側に、そして谷戸では開口部に分布している。また畑に関してみると、台地面には5等以下の生産性の低いものが分布する点が注目される。

これらの耕地に対し、山林面積は66町7反であり、このほかに藪7反および萱野11町8反が分布している。このうち山林は主に村域西部の台地縁辺に分布し、等級は1等から3

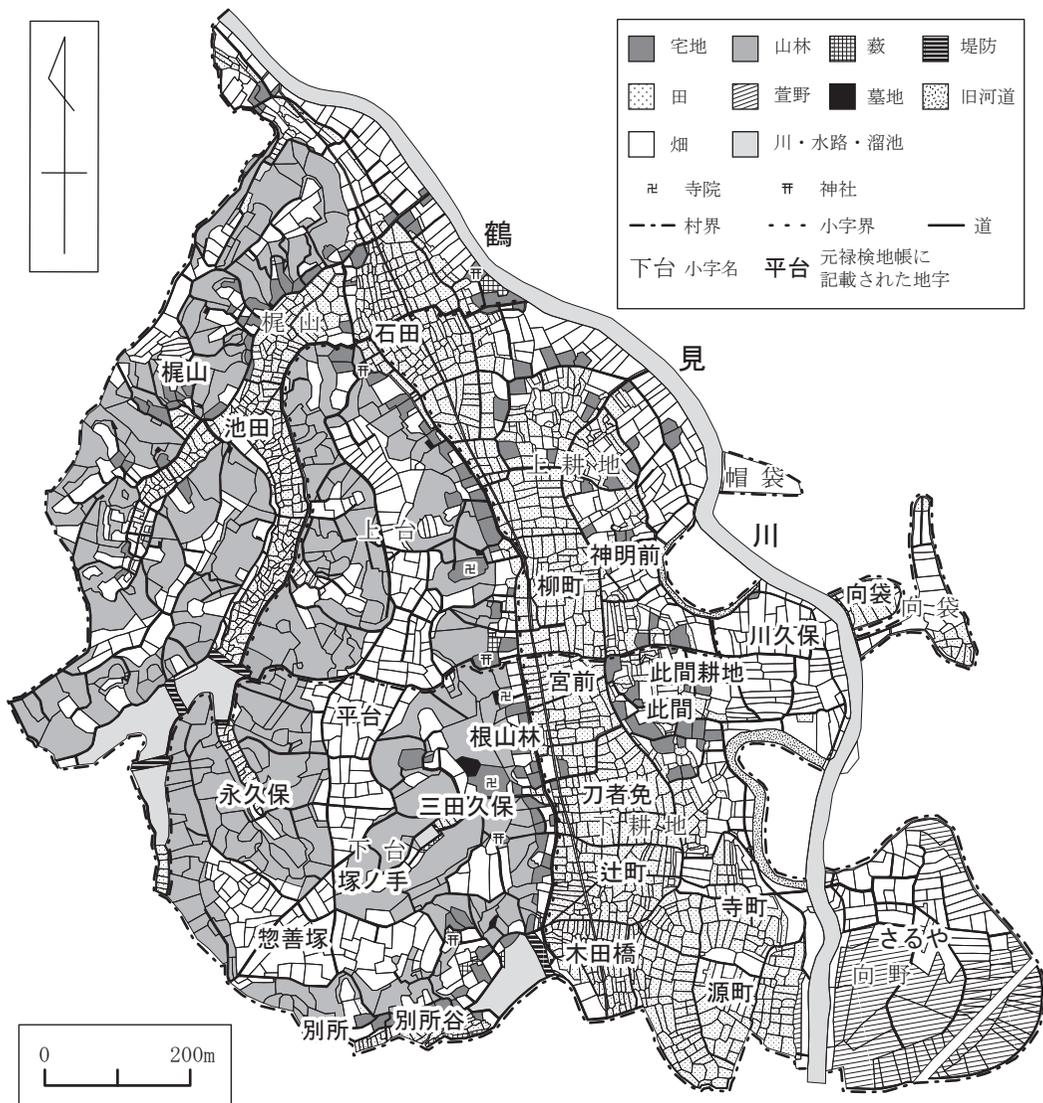


図4 上・下末吉村における土地利用—明治14(1881)年—

資料：「上下末吉村縮切図」，明治14(1881)年，横浜開港資料館保管小林政晴家文書・「〔上末吉村絵図〕」，延享2(1745)年，横山家(横浜市鶴見区)所蔵・「〔下末吉村絵図〕」，文化5(1808)年，同。
 注) 元禄検地帳に記載された地字の比定にあたっては横山家所蔵絵図を使用した。

等に分かれている。1等の山林は、鶴見川沿岸低地に面した段丘崖の東向き斜面に分布している。段丘崖下に沿って並ぶ宅地の背後にあたり、ほかの等級に比べて一筆あたりの面積が広い点が特徴的である。一方で2等および3等の山林は谷戸沿いに広がり、中でも3

等山林は谷頭部に分布する傾向にある。そして1等山林に比べて一筆あたりの面積が狭く、より細かく分割されている。

また萱野は鶴見川左岸の飛地である向野に分布し、山林同様に複数の区画に分筆されている。なお数は小字梶山の杉山神社や、小字

上台の三嶋社、小字下台の熊野社など神社の付近に散在している点に特徴がある。このように明治期の上・下末吉村では台地縁辺の斜面林を中心に分布する山林が、耕地同様に数畝から数反程度の区画に分割され、そのほとんどが個人持となっている。

続いて、明治期の土地利用との比較を念頭において、元禄期の耕地と山野の分布を検討する。表4は下末吉村検地帳をもとに、元禄期の下末吉村における耕地と山野の分布を示したものである。元禄期の下末吉村における耕地面積は田が25町に対し、畑が36町である。検地帳には24の小名が確認され、これらを村絵図によって明治期の土地利用を示した図4上に比定した。そして現地比定の結果を

もとに、元禄期と明治期の耕地分布を比較すると、共通する傾向を見いだすことができる。

まず田のうち、上田は鶴見川の後背湿地に位置する刀者免、辻町、宮前、木田橋などに分布する。また畑のうち、上畑は微高地の此間を中心に分布し、台地部には中畑、下畑が広く分布している。特に台地面の平台では4町以上の畑が分布するが、上畑は一筆も認められず、いずれも中畑と下畑である。

そして山野の立地条件を具体的に検討すると、居山は主に台地部に分布していることがわかる。下末吉村全体で合計12町7反が帳付けされた居山は、その全てが百姓及び寺に名請された百姓持である。最も広く居山が分布

表4 下末吉村における耕地・山野の分布－元禄8（1695）年－

単位：反、畝、歩

地名	田				畑					居山	藪	合計	
	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	砂畑				
台地	永久保	-	-	4.3.15	-	-	8.6.28	7.2.29	5.0.15	-	38.3. 8	-	63.7. 5
	惣善塚	-	-	-	-	-	3.4. 4	22.2.15	5.7. 7	-	27.2. 1	-	58.5.27
	平台	-	-	-	-	-	11.5.18	30.7. 9	-	-	1.3.14	-	43.6.11
	別所	-	2.3. 7	5.4.14	-	1.5.25	6.7.17	8.1.21	1.8.17	-	17.3. 0	-	43.4.11
	別所谷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1.22	0.1.22
	三田久保	-	-	1.7.14	-	2.7.29	3.5.22	12.8.15	-	-	7.0.12	-	28.0. 2
	根山林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.2. 6	-	22.2. 6
	塚ノ手	-	-	-	-	-	3.3.12	16.3.26	0.5.25	-	4.3.19	-	24.6.22
	神明前	0.3.20	3.7.22	-	-	1.0. 6	0.1.10	2.0.10	-	-	-	-	7.3. 8
低地	さるや	-	-	-	-	-	7.5.24	21.1.15	8.0. 5	59.1.19	7.2. 3	-	103.1. 6
	此間	-	4.5.17	11.2.25	0.1.20	10.7.19	2.7.28	3.0.12	-	-	-	-	32.6. 1
	此間耕地	-	-	3.2.28	-	6.9.13	12.2.27	14.2.27	-	0.0.10	0.2.18	-	37.1. 3
	源町	-	9.8.27	36.5.26	-	-	0.3. 5	0.2.16	-	0.0.12	-	-	47.0.26
	川久保	-	-	0.4. 8	-	1.1.27	4.9.22	33.5.25	4.0. 4	-	1.3.17	-	45.5.13
	刀者免	17.0.13	20.8.14	2.4.22	-	2.3. 2	0.5.24	0.1. 7	0.0. 6	-	-	-	43.3.28
	寺町	-	-	13.9. 9	17.6.26	-	-	3.3. 9	-	-	-	-	34.9.14
	辻町	14.6. 6	16.9. 4	3.1.12	-	-	-	0.0.27	-	-	-	-	34.7.19
	宮前	17.3. 8	8.7. 4	-	-	5.1. 2	0.1. 8	-	-	-	-	-	31.2.22
	木田橋	14.9.22	6.9. 5	-	-	-	3.0. 3	0.5.11	-	-	-	-	25.4.11
	向袋	-	-	-	-	-	-	-	1.4.12	-	-	-	1.4.12
	柳町	3.3.28	4.6. 0	1.5.15	-	-	-	-	-	-	-	-	9.5.13
	梶山	-	-	1.4.19	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4.19
	石田	-	0.8. 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8. 2
	池田	-	0.5.26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5.26
合計	67.7. 7	79.9. 8	85.6.27	17.8.16	31.7. 3	69.1.12	176.1. 4	26.7. 1	59.2.11	126.6. 8	0.1.22	756.3.19	

資料：「武蔵国橘樹郡下末吉村検地水帳」・「同村山検地水帳」、元禄8（1695）年、横山家（横浜市鶴見区）所蔵

するのは村域西南部の永久保であり、永久保には約4町の居山が分布する。これは永久保全体の6割に相当し、そのほかには中畑以下の畑が約4町、そして谷戸の谷頭部に分布するとみられる下田が4反ある。また永久保に隣接する惣善塚では2町7反の居山に対して、下畑を中心に約3町の畑が分布している。このように台地部のうち永久保や惣善塚などでは、居山とともに畑が広く分布している。その一方で台地面の平台では畑の面積が9割近くを占め、居山の分布は限定的である。そして鶴見川に面した段丘崖の根山林⁴⁷⁾は、居山だけが2町分布している。すなわち下末吉村では居山の分布に偏差が認められるが、多くの居山は畑と近接して分布する傾向にあることがわかる。

さらに居山は台地部のみならず、「さるや」や川久保などの鶴見川沿岸低地にも分布している。低地部に分布する居山の面積は台地部と比べて小規模ではあるが、最も多いさるやでは7反の居山が分布している。このさるやは、明治期には向野と呼ばれる鶴見川左岸の飛地にあたる。図4に示したように、この付近では鶴見川の旧流路に囲まれた対岸村落の飛地が複数確認される。そのうち、さるやは天保期の流路変化に伴い飛地化したもので⁴⁸⁾、元禄期には旧流路が鶴見川本流であったとみられる。鶴見川の氾濫原にあたるさるやには居山のほかに約6町の砂畑が分布し、砂畑以外にも下畑を中心とする畑が広く分布する。図4に示した明治期の状況をみると、向野は北半分が畑であり、より下流側にあたる南半分は芦原となっている。元禄期のさるやでも、より下流側の範囲は耕地化ができず、砂畑が分布していたものと考えられる。

このように、元禄期の検地帳の分析から、検地帳に帳付けされた地目が、多様な立地条件下に分布することが明らかになった。さらに後世の史料を用いることにより、立地条件をより詳細に把握しうる。次に示す弘化4

(1847)年の「亥御検地水帳写手帳」⁴⁹⁾は、元禄検地帳の手控えとみられる帳面である。この帳面には地目、字名、面積、元禄8年時点の名請人とともに、一筆ごとに立地条件の特徴が示されていて、弘化4年時点における耕地や山野の立地条件を具体的に把握することができる。例えば以下に示すように、低地のさるやでは「かやば」と注記された居山がある。

一 居山 さるや 六反二十八畝歩
市五右衛門分のかやば也
三郎左衛門分

これは元禄期の時点で三郎左衛門が名請けしていた6反28畝の居山であり、その記載から、弘化4年の時点では市五右衛門が所持する「かやば」であったことがわかる。この事例は、居山にカヤの生える草が含まれることを示す貴重なものといえる。またこのほか、村域西部の台地部にあたる惣善塚では、「畑のきわ」と注記された居山(3畝2歩)がある。

先述したように、対象地域の元禄期総検地に特徴的な居山の地目は、検地条目などには定義されていないものであった。上記の具体的な事例から、居山はカヤが生える低湿地や、耕地の際にも分布することが明らかになった。つまり居山は多様な地形条件下に分布し、主に百姓持の山野を指し示すものと理解できる。

(2) 元禄期における山野所持の実態

これまで検討してきた明治期の土地利用や居山の立地条件を念頭に置き、下末吉村の土地所持、特に山野所持の実態について具体的に検討する。図5は名請人別の土地所持面積を図化したものである。はじめに村全体の集計値を確認すると、検地帳に記載された名請人は合計51名であり、うち宝泉寺と西光寺の

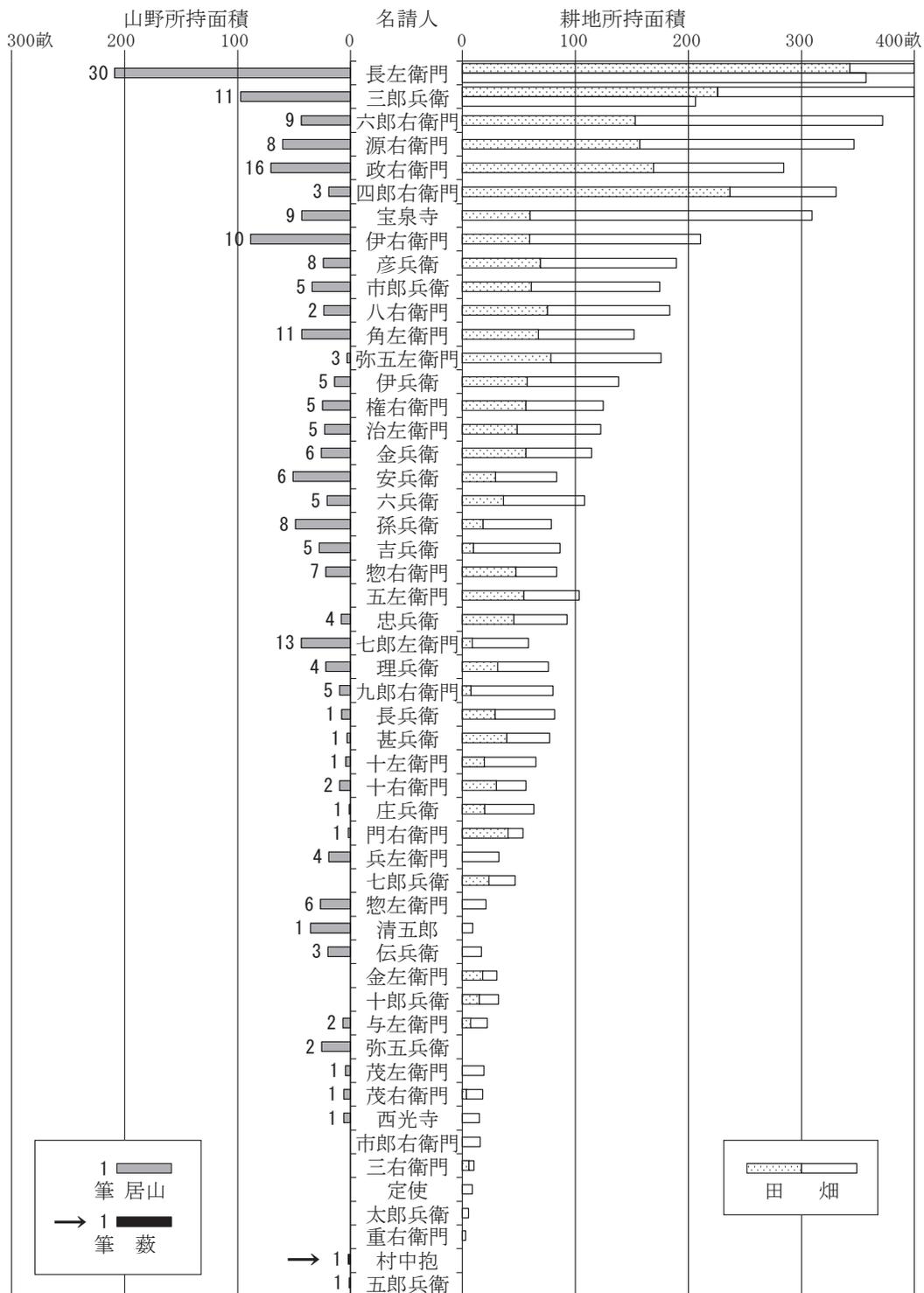


図5 下末吉村における名請人別の土地所持—元禄8(1695)年—

資料：「武蔵国橘樹郡下末吉村検地水帳」・「同村山検地水帳」，元禄8(1695)年，横山家(横浜市鶴見区)所蔵。

2ヶ寺が含まれ、また名請地が屋敷地だけのものが1名いる。そして検地帳に帳付された山野の筆数は合計232筆であり、その大半が個別百姓に名請されたものである。なおこのうち郷蔵敷の屋敷1筆、定使の下畑2筆、村中抱の藪1筆が含まれている。

まず注目すべきは、名請人全体の約8割にあたる41名が居山を所持している点である。1人あたりの居山所持面積は長左衛門が約2町と突出しているが、この長左衛門を除く者はいずれも1町以下である。そしてそのうち大半を占めるのが5反以下であり、特に2反未満が18名と目立つ。一方で5反以上の居山所持者は、長左衛門(2町8反20畝)、三郎兵衛(9反7畝4歩)、源右衛門(5反9畝20歩)、政右衛門(7反1畝)、伊右衛門(8反8畝5歩)、安兵衛(5反17畝)の6名である。検地帳帳末の記載によればいずれも検地案内人であり、三郎兵衛が名主、四郎右衛門が年寄であるがその他4名については未詳である。最も多くの居山を所持するのが長左衛門であり、長左衛門は2町8畝20歩(30筆)の居山を所持していた。これは名主三郎兵衛(9反7畝4歩)の約2倍にあたる。このように下末吉村では元禄検地に際して帳付けされた山野は、一部の有力百姓に占有されていたのではなく、多くの百姓によって所持されていたことが確認できる。そして一人あたりの山野所持面積は、多くの場合5反以下と小規模なものであった。

百姓によって名請された居山と対照的であるのが、「藪」である。下末吉村の藪は1畝22歩(1筆)だけであり、この1筆には特定の名請人が記載されず、「村中抱」として帳付けされている。元禄期の下末吉村検地帳上で村の共有として扱われている山野は、この1筆の藪だけである。すなわち下末吉村では、山検地帳に帳付された領域のうち、そのほとんどが百姓によって名請けされたものである。

最後に個々の百姓ごとの山野所持の実態について名請地の分布に応じて検討すると、注目すべき2つの傾向がある。一方は鶴見川沿岸低地に面した段丘崖の根山林に山野を所持するものであり、他方が小規模な谷戸の別所において山野を所持するものである。根山林と別所における山野所持面積と筆数を示した表5に明らかな通り、根山林と別所の両方に山野を所持するのは長左衛門だけであり、その他は全ていずれか一方にだけ山野を所持している。前者の根山林には同一地字内に居山だけが約2町分布していた。この根山林に山野を

表5 下末吉村根山林・別所における山野所持
—元禄8(1695)年— 単位：反・畝・歩

名請人	根山林		別所	
	面積	筆	面積	筆
長左衛門	7.20	2	7.0	2
三郎兵衛	5.122	2	—	—
六郎右衛門	2.210	3	—	—
源右衛門	—	—	3.214	6
政右衛門	—	—	3.318	9
伊右衛門	7.28	1	—	—
彦兵衛	2.6	1	—	—
市郎兵衛	3.6	1	—	—
八右衛門	1.2.0	1	—	—
角左衛門	—	—	2.423	9
権右衛門	—	—	1.329	3
金兵衛	1.18	1	—	—
安兵衛	2.6.2	1	—	—
六兵衛	1.0.0	1	—	—
吉兵衛	1.8.9	3	—	—
惣右衛門	—	—	1.6.9	6
忠兵衛	—	—	7.25	4
九郎右衛門	—	—	1.26	2
十左衛門	4.0	1	—	—
清五郎	3.5.0	1	—	—
伝兵衛	1.4.14	2	—	—
与左衛門	5.3	1	—	—
弥五兵衛	—	—	2.5.5	2
茂左衛門	—	—	4.12	1
西光寺	—	—	5.19	1
合計	22.2.6	22	17.3.0	45

資料：「武蔵国橘樹郡下末吉村山検地水帳」、元禄8(1695)年、横山家(横浜市鶴見区)所蔵

所持する名請人は15名、筆数は22筆である。15名のうち10名が1筆ずつ所持し、残り5名は2から3筆ずつ所持している。一方の別所には1町7反の居山が分布し、名請人は11名、筆数は45筆である。一人あたりの筆数を比較すると、根山林が1から3筆と少ないのに対し、別所では最大9筆（政右衛門・角右衛門）となっている。

前掲図4に示した通り、根山林が比定される段丘崖と、別所の谷戸には屋敷地が分布し、その背後には山林が隣接している。このことから表5に示した根山林と別所の居山は、屋敷地に隣接する屋敷林が帳付けされたものと推測される。根山林の山野所持者と別所のそれとが明白に異なることは、前者が根山林に居住する百姓であり、後者が別所の居住者であると考えることにより、整合的に理解できる。また別所には中田が2反3畝（8筆）分布しているが、これらの中田は全て別所の山野所持者である源右衛門（3筆）、権右衛門（3筆）、惣右衛門（2筆）によって所持されている。つまり上田が分布しない別所で最も生産性の高い中田を所持するこれら3名が、別所の居住者であったことが示唆される。加えて別所に5畝19歩の居山を所持する西光寺は、別所に所在していた。元禄期の屋敷地の分布を直接示す史料はないが、上記のことから、別所と根山林の居山が屋敷林である蓋然性は高い。

このような山野所持の動向については、対象地域における村落の形成過程に注目する必要がある。例えば先述した通り久良岐郡永田村では延宝8（1680）年に散在山が百姓銘々に分割されているが、同村では17世紀後半から田畑・屋敷の均等分割に基づく家の分立過程が認められ、新田開発や共有地の分割について村落構成員がほぼ等しい権利を有していた⁵⁰。また同様に注目されるものとして同郡上大岡村と下大岡村の事例がある。延宝3（1675）年に両村では、同元（1673）年に検地

が実施された両村入会地の利用に関する取決を定めた証文が、両村百姓121名の連判を伴って作成された⁵¹。すなわち上・下大岡村では、特定の有力百姓だけでなく多くの村落構成員が入会地利用を巡る取決に関与していたことが示唆される。下末吉村では史料的制約から元禄期以前の村落構造については不明である。また山野所持面積は必ずしも均等ではないが大半が5反未満であり、一部の有力百姓に占有されていたのではなく、多くの百姓によって所持されていた。つまり元禄期の段階で山野がいわば薄く広く所持されていたことが明らかになった。

V. おわりに

本稿は、元禄期の幕領総検地に際して武蔵国南部で作成された山検地帳に注目して、当該地域における山野所持の特質を明らかにした。その結論は、以下の通りにまとめられる。

まず元禄期山検地帳作成の背景について検討した結果、近世前期における特殊な検地の事例としてではなく、より一般的な検地の特徴として捉える必要性を指摘した。武蔵国や相模国では17世紀後半より、耕地だけでなく山野を対象とした検地が行われていた。このような特徴は、全生産可能地の生産力の適正な把握を求めた政策として位置づけられていたものの、従来十分に検討されてこなかった。本稿では下末吉村を事例にして、初めて具体的な分析を試みたものである。

また対象地域に注目すると、新田開発の対象地と、助郷役を勤めるための馬草場という点から山野資源が稀少となっていた。対象地域の山野は17世紀半ばより、江戸町人による新田開発の対象となり、これに対して村々の百姓は開発差止めを願い出ている。対象地域においては17世紀後半の段階で薪炭や用材といった山林資源の生産が盛んに行われていた様子は認められないが、東海道沿いの村々では特徴的な山野の用途として助郷役の馬草利

用が挙げられる。

そして元禄期武蔵国幕領総検地では、検地条目上では縄入れされた山野は帳末に記載するように規定されていたが、高崎藩主安藤氏が検地を実施した橘樹郡と都筑郡では、山野領域だけを帳付けした山検地帳が作成された。この元禄期山検地帳に帳付けされた居山などの山野は、その多くが個人の百姓に名請けされた百姓持であった。

最後に丘陵・台地から構成される村落の典型として下末吉村を事例に検討したところ、まず山検地帳に帳付けされた居山が、鶴見川沿岸低地でカヤが生える低湿地や、耕地の際など多様な地形条件のもとに分布していたことが明らかになった。そして名請人ごとの山野所持の実態を検討すると、下末吉村では一部の有力百姓によって占有されていたのではなく、名請人全体の約8割が居山を所持し、一人あたりの山野所持面積は多くの場合5反以下と小規模なものであった。いわば薄く広く所持されていた居山のうち一部は、谷戸や段丘崖の斜面林であり屋敷林として所持されていたものと判断される。

このように本稿では元禄期の幕領総検地に際して武蔵国南部の丘陵地帯で作成された山検地帳の史料分析を通じて、当該地域における山野所持の特質を分析してきた。ところで近年、近世百姓の土地所持に関して様々な観点から研究が進められている。本稿との関連では、17世紀後半以降、検地帳は個別百姓の土地所持を確認し保証する土地台帳として機能するようになったと理解されている⁵²⁾。また白川部達夫⁵³⁾は質地請戻し慣行の検討から、近世百姓の所持の権原として検地名請と百姓株式が意識されていたことを指摘している。これらの見解は専ら耕地に関する検討から導かれたものであったが、今後は山野所持に関してさらに具体的な分析をする必要がある。特に注目されるのが、山野の質地取引である。山野が百姓持山として検地帳に帳付け

された元禄期以降、山野は耕地同様に質地取引の対象となり、山野所持の流動化が生じている。山野の所持は特定の個人や家と堅く結びついていただけではなく、耕地と同様に所持者が異動するものであったと想定しなくてはならない。このような山野所持のあり方については近世から近代への連続性を念頭に入れて検討することが課題である。本稿では県統計書を用いて対象地域における共有地の少なさを予察的に示した段階に留まった。今後、検地帳が地租改正時にいかに利用されたのかについて検討することが重要であろう⁵⁴⁾。

このほかに、山野資源の都市需要を念頭に入れた分析が課題として挙げられる⁵⁵⁾。橘樹郡では東海道沿いの村落で元禄検地が行われ、例えば神奈川宿では街道裏手に数が帳付けされている。白幡村や永田村の事例から、対象地域では都市的需要によって山野の稀少化が生じたことが示唆される。東海道沿いや江戸近郊という対象地域の特徴を踏まえて、今後検討を進めたい。

(筑波大学人文社会科学研究所・院生)

〔付記〕

現地調査に際しては、資料所蔵者の小林家、横山家(横浜市鶴見区)の皆様ならびに、松本洋幸氏(横浜開港資料館調査研究員)に多くのご教示を頂きました。また資料の閲覧等に際しては、神奈川県立公文書館、慶應義塾大学文学部古文書室、横浜開港資料館の各機関にご高配を頂きました。記して厚く御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 神崎彰利『検地—縄と竿の支配—』教育社、1983、163-165頁。
- 2) 北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店、1964、522-547頁。
- 3) 所理喜夫「元禄期幕政における『元禄検地』と『元禄地方直し』の意義」史潮87、1964、26-45頁。
- 4) 中野達哉『近世の検地と地域社会』吉川弘

- 文館, 2005。
- 5) 本稿では「山野」という語を用いる。用語としては「林野」が一般的であるが、本稿で検討する事例では「山」と「林」が区別され、このうち林より山の比重が高いためである。
 - 6) 前掲4) 330頁。
 - 7) 多くの場合は村別集計表によって山野面積が判明するにすぎない。しかし例えば早くは『新修世田谷区史』では、荏原郡世田谷領経堂在家村を事例に名請人別土地所有状況一覧表が示されている。『新修世田谷区史上巻』世田谷区, 1962, 598-620頁。なお以下に同村の元禄検地帳の抄録がある。東京都世田谷区編『世田谷区史料 第四集』東京都世田谷区, 1961, 147-150頁。
 - 8) 古島敏雄『近世入会制度論』日本評論新社, 1955, 46頁。
 - 9) 貝塚爽平・小池一之・遠藤邦彦・山崎晴雄・鈴木毅彦編『日本の地形4 関東・伊豆小笠原』東京大学出版会, 2004, 239-240頁。
 - 10) 浅川清栄「近世諏訪郡における林改と林検地」徳川林政史研究所紀要 昭和55年度, 1981, 125-166頁。
 - 11) 田中誠二「萩藩天明山検地の研究」瀬戸内海地域史研究7, 1999, 7-48頁。
 - 12) 米家泰作「太閤検地における山畑と焼畑について」愛知県立大学文学部論集 日本文化学科学篇51, 2002, 17-61頁。
 - 13) 加藤衛弘『近世山村史の研究』吉川弘文館, 2007, 16-105頁。
 - 14) 埼玉県編『新編埼玉県史 通史編3 近世1』埼玉県, 1988, 471-473頁。
 - 15) 以下に検地帳が翻刻されている。菊池山哉編『延宝六年検地帳集1 府中市史料集7』府中市史編纂委員会, 1965。菊池山哉編『延宝六年検地帳集2 府中市史料集8』府中市史編纂委員会, 1965。
 - 16) 以下に検地帳が翻刻されている。浦和市総務部行政管理課編『浦和市史料叢書 3』浦和市, 1997。さいたま市総務部市政情報課編『さいたま市史料叢書 1』さいたま市, 2002。
 - 17) 小田原市編『小田原市史 通史編近世』小田原市, 1999, 201頁。
 - 18) 当該検地帳については、以下で検討した。武田周一郎・岩田明日香・山石 勉「三浦丘陵における山野利用の変遷—葉山町木古庭地区を中心に—」歴史地理学野外研究15, 2012, 19-34頁。
 - 19) 以下に愛甲郡妻田村の事例が紹介されている。厚木市教育委員会教育総務部文化財課市史編さん係編『厚木市史 近世資料編4 村落2』厚木市, 2007, 620-624頁。
 - 20) 横浜市編『横浜市史 1』横浜市, 1958, 772頁。またこの大豆戸村と同様に鳥山村で寛文9(1669)年の山検地帳に百姓50名の個別所持が書き上げられている。同書, 775頁。
 - 21) 保土ヶ谷区史編集部編『保土ヶ谷区史』保土ヶ谷区制七十周年記念事業実行委員会, 1997, 140頁。
 - 22) 前掲20) 622頁。
 - 23) 前掲8) 46頁。
 - 24) 前掲20) 670-678頁。
 - 25) 山室健作家文書「乍恐以書付ヲ御訴訟申上候事」(神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史 資料編6 近世3』神奈川県, 1973, 882頁所収)。
 - 26) 前掲20) 678-671頁。
 - 27) 司法省大臣官房庶務課・法制史学会編, 石井良助校訂『徳川禁令考 前集第四』創文社, 1959, 128-131頁。
 - 28) 田野井三郎家文書「乍恐以書付御訴訟申上候事」(前掲25) 955-956頁所収)。
 - 29) 前掲20) 529頁。
 - 30) 検地の実施過程については前掲2), 3), 4) で分析されている。また本稿では以下を参照した。東京市編『東京市史稿 市街篇 第12』東京市役所, 1931。
 - 31) 「柳營日記」(前掲30) 275頁所収)。
 - 32) 「寛政呈譜」(前掲30) 278頁所収)。
 - 33) 「常憲院殿御実紀」(前掲30) 276頁所収)。
 - 34) 前掲4) 204頁。
 - 35) 「柳營日記」(前掲30) 276頁所収), 「常憲院殿御実紀」(前掲30) 276頁所収)。
 - 36) なお大名課役による検地は当該検地以外にも行われているが、その多くは元禄期に実

- 施された。いずれの場合も、検地作業の遂行にあたっては検地対象地域の近隣大名が動員され、大名の家臣が検地惣奉行などの検地役人を勤めている。大名課役による検地に関しては以下に詳しい。大森映子「17世紀後半の幕領検地」（井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『日本歴史大系 3 近世』山川出版社、1988）、477-481頁。
- 37) 前掲4) 204頁。
- 38) たとえば市場村（横浜開港資料館複製・添田家文書）、梶ヶ谷村（筑波大学歴史・人類学専攻所蔵・田村家文書）など。
- 39) 尾崎征男家文書「仰出候検地御条目仕形覚書」（埼玉県編『新編埼玉県史 資料編 17 近世 8 領主』埼玉県、1985、124-140頁所収）。
- 40) 大森映子「大名課役と幕藩関係一元禄12年備後福山の幕領検地」『歴史学研究別冊、1978、105-114頁。
- 41) 1貫を1.25石として換算した。
- 42) 前掲4) 330頁。
- 43) この居山の読み方については、「いやま」および「すえやま」の二通りが考えられる。前者は埼玉県比企郡小川町の事例による（小川町編『絵図で見る小川町』小川町、1998、109頁）。一方、『日本国語大辞典 第二版』では「すえやま」と読み、「江戸時代、私有林をいう」と定義している。
- 44) 蘆田伊人編集校訂、根本誠二補訂『大日本地誌大系 9 新編武蔵風土記稿 第3巻』雄山閣、1996、230、232頁。
- 45) 「村内明細書上帳」、嘉永3（1850）年、横浜開港資料館保管小林政晴家文書。
- 46) 「明細書上帳」、明治元（1868）年、横山家（横浜市鶴見区）所蔵。
- 47) 鶴見川に面する段丘崖に沿った一帯は「根」と呼ばれている。横浜市鶴見区上末吉地区での聞き取りによる。
- 48) 「〔市場村・下末吉村内鶴見川流路変更図〕」、横山家（横浜市鶴見区）所蔵。
- 49) 横山家（横浜市鶴見区）所蔵。
- 50) 福田アジオ「近世前期南関東における分割相続と家一武蔵国久良岐郡永田村一」国立歴史民俗博物館研究報告6、1985、113-172頁。
- 51) 斉藤 司「近世前期における武蔵国久良岐郡上大岡村の村落構造」『横浜市歴史博物館紀要7、2003、1-26頁。
- 52) 石井紫郎『日本国制史研究 1 権力と土地所有』東京大学出版会、1966、194-196頁。
- 53) 白川部達夫『近世質地請戻し慣行の研究—日本近世の百姓の所持と東アジア小農社会—』塙書房、2012。同『日本近世の村と百姓の世界』校倉書房、1994。
- 54) 加藤衛拡は、壬申地券が検地帳に基づいて発行される事例を明らかにした。壬申地券が地租改正にいかに関連するかについては、今後の課題としている。加藤衛拡「検地帳に基づく壬申地券の発行とその役割—江戸・東京近郊山村を例に—」『徳川林政史研究所研究紀要46、2012、123-143頁。対象地域でも、1筆ごとに「明治五壬申歳改」の印が押された元禄検地帳がある。「武蔵国橘樹郡青木町山検地水帳」、元禄8（1695）年、横浜開港資料館所蔵。
- 55) 山本隆志は、低湿地における自然資源利用のあり方を分析した上で、長期的分析の必要性や都市需要への注目を喚起している。山本隆志「湿地における荘園・村落と「生業」—平安～江戸前期の葦と菱—」国立歴史民俗博物館研究報告157、2010、83-105頁。